

国住指第 3120 号
令和 2 年 12 月 7 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

(公印省略)

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件等の改正について
(技術的助言)

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件の一部を改正する件(令和 2 年国土交通省告示第 1435 号)等は、令和 2 年 12 月 7 日に公布、令和 4 年 1 月 1 日付で施行されることとなった。

については、その施行後の屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件(昭和 46 年建設省告示第 109 号。以下「告示第 109 号」という。)、建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件(平成 17 年国土交通省告示第 566 号。以下「告示第 566 号」という。)及び E の数値を算出する方法並びに V_0 及び風力係数の数値を定める件(平成 12 年建設省告示第 1454 号。以下「告示第 1454 号」という。)の運用について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方願います。

なお、指定認定機関、指定性能評価機関、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第1 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件の一部を改正する件（令和2年国土交通省告示第1435号）

1. 告示の概要

告示第109号第1第3号に規定する屋根瓦の工法について、平成13年に策定された「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」（監修：独立行政法人 建築研究所、発行：社団法人全日本瓦工事業連盟、全国陶器瓦工業組合連合会、全国厚形スレート組合連合会）に準拠した方法を、耐震性及び耐風性が確保された緊結方法として告示に位置付けることとした。

2. 告示の適用対象となる屋根瓦について

告示第109号第1第3号イからニまでに規定する屋根瓦の種類については、「日本産業規格（JIS）A 5208（粘土がわら）-1996に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するもの」とすることとした。なお、当該「これと同等以上の性能を有するもの」には、セメント瓦やJIS A5208（粘土がわら）-1996に適合していない粘土瓦であって、寸法（ 3.3m^2 当たりのふき数）や形状等の観点から一定の条件を満たすものが含まれており、金属屋根やスレート屋根等は含まれない。

3. 同等以上の耐力を有する方法又は構造計算による方法で屋根ふき材の緊結を行う場合について

告示第109号第1第3号イからニまでに規定する方法のほかに、当該方法と同等以上の耐力を有する方法や、平成12年建設省告示第1458号に定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめる方法により屋根瓦をふくことも可能である。なお、当該方法と同等以上の耐力を有する方法とは、「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に記載されている標準試験に合格した方法等を指す。

4. 型式適合認定や図書省略認定の取扱いについて

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10の規定による型式適合認定及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項第1号ロ（1）又は（2）の規定による認定（図書省略認定）のうち、屋根瓦ふきが設計仕様に含まれていないもの又は時刻歴応答解析、限界耐力計算、保有水平耐力計算、許容応力度等計算等の構造計算により設計仕様を作成しているものについては、今般の告示第109号の改正によって失効することはなく、引き続き効力があるものとして取り扱う。

（参考）屋根瓦ふきが設計仕様に含まれている型式適合認定及び図書省略認定（いずれも令和2年12月7日時点で有効であるものに限る。）は、全て上記の構造計算により屋根瓦ふきの設計仕様を作成したものとなっている。

5. その他

完了検査・中間検査の申請の際には、完了検査申請書（建築基準法施行規則第 19 号様式）又は中間検査申請書（建築基準法施行規則第 26 号様式）の第四面の「工事監理の状況」欄の「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法」欄に屋根ふき材の材料の種類等と設計図書との照合内容等を、「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等」欄に屋根ふき材の材料の接合状況等と設計図書との照合内容等を、それぞれ記載する必要があることに留意されたい。

第2 建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する件（令和2年国土交通省告示第 1436 号）

1. 告示の概要

既存不適格建築物について増築又は改築をする際、増築又は改築に係る部分以外の部分であって、改正前の告示第 109 号の規定に適合している部分が増築又は改築に係る部分の屋根瓦と構造上分離していれば、改正後の告示第 109 号第 1 第 3 号の基準を適用しないこととする。

2. 増築又は改築をする場合の屋根瓦について

改正前の告示第 109 号第 1 第 3 号の基準に適合している屋根瓦は、改正後の告示第 566 号第 1 第 2 号イの規定中「軒及びけらばから二枚通りまでが一枚ごとに、その他の部分のうちむねにあっては一枚おきごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結され、又はこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふかれているもの」に該当することに留意されたい。

また、増築又は改築に係る部分以外の部分の屋根瓦が改正後の告示第 566 号第 1 第 2 号イの「増築又は改築に係る部分の屋根ふき材と構造上分離」していない状態とは、例えば、改正後の告示第 109 号に規定する「隣接する棧瓦をフックその他これに類する部分によって構造耐力上有効に組み合わせる方法」でふいた部分の屋根瓦に増築又は改築に係る部分と増築又は改築に係る部分以外の部分が含まれる状態を指すことに留意されたい。

第3 E の数値を算出する方法並びに V_0 及び風力係数の数値を定める件の一部を改正する件（令和2年国土交通省告示第 1437 号）

1. 告示の概要

都市計画区域内外にかかわらず、海岸線若しくは湖岸線（対岸までの距離が1,500m以上のものに限る。）までの距離が500m以内の地域（建築物の高さが13m以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が200mを超え、かつ、建築物の高さが31m以下である場合を除く。）について地表面粗度区分（以下、「粗度区分」という。）Ⅱとすることとし、当該地域以外の地域について粗度区分Ⅲとすることとした。

また、海岸線からの距離等によって粗度区分Ⅱとなる地域以外の地域について、極めて平坦で障害物が散在しているものとして特定行政庁が粗度区分Ⅱを定めることができることとした。

加えて、従来、特定行政庁が都市計画区域内で定めることができなかつた粗度区分Ⅰを実況に応じて規則で定めることができるとともに、都市計画区域外で定めることができなかつた粗度区分Ⅳを実況に応じて規則で定めることができることとした。

2. 粗度区分の変更について

今回の改正で都市計画区域外の一部の区域について粗度区分Ⅱから粗度区分Ⅲとなるが、当該区域について極めて平坦で障害物が散在していると判断できる場合は、実況に応じて粗度区分Ⅱとすることができる。

特定行政庁が規則で粗度区分を定める場合は、建築物の設計時の構造計算における風圧力の値が変わることから、以下の点について留意されたい。

- ・粗度区分を変更しようとする区域の風速に関する実測結果や風洞実験及び数値流体解析等の結果等を勘案して定めること。
- ・粗度区分が変わることによって、許容応力度等計算等においても外力として想定すべき風圧力が変わること等を考慮し、特に粗度区分を強化する場合は、十分に施行までの周知期間を設けること。

第4 その他

告示第109号、告示第566号、告示第1454号はいずれも令和4年1月1日に施行予定であり、この日以降に着工される建築物がこれらの告示の適用対象となる。

国土交通省告示第千四百三十五号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百三十八号)第三十九条第二項の規定に基づき、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件(昭和四十六年建設省告示第百九号)の一部を次のように改正する。

令和二年十二月七日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

国土交通大臣 赤羽 一嘉

| | |
|-----|--|
| (略) | 八 九州支店 長崎 県長崎市元船町十 四番十号 (削る) |
| (略) | 八 九州支店 長崎 県長崎市元船町十 四番十号 二 東北支店 宮城 県仙台市青葉区中 央一丁目六番二十 三号 |

改正後

第一 屋根ふき材は、次に定めるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 屋根瓦は、次のイからニまでに掲げる屋根の部分の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める方法でふき、又はこれと同等以上の耐力を有するようにふくこと。ただし、平成十二年建設省告示第千四百五十八号に定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 軒 J形(日本産業規格(以下「JIS」という。)A五二〇八(粘土がわら) 一九九六に規定するJ形をいう)の軒瓦(JIS A五二〇八(粘土がわら) 一九九六に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものに限る。)又はS形(JIS A五二〇八(粘土がわら) 一九九六に規定するS形をいう)若しくはF形(JIS A五二〇八(粘土がわら) 一九九六に規定するF形をいう。以下同じ。)の棧瓦(JIS A五二〇八(粘土がわら) 一九九六に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものに限る。以下同じ。)を三本以上のくぎ(容易に抜け出ないように加工されたものに限る。)又はねじ(以下「くぎ等」という。)で下地に緊結する方法

ロ けらば 袖瓦(JIS A五二〇八(粘土がわら) 一九九六に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものに限る。)を三本以上のくぎ等で下地に緊結する方法

ハ むね 下地に緊結した金物に芯材を取り付け、冠瓦(JIS A五二〇八(粘土がわら) 一九九六に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものに限る。)をねじで当該芯材に緊結する方法

ニ イからハまでに掲げる屋根の部分以外の屋根の部分 棧瓦をくぎ等で下地に緊結し、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、隣接する棧瓦をフックその他これに類する部分によつて構造耐力上有効に組み合わせる方法

(1) V.(建築基準法施行令第八十七条第二項に規定するV.をいう。以下同じ。)が三十八メートル毎秒以上の区域である場合

(2) V.が三十二メートル毎秒以上の区域においてF形の棧瓦を使用する場合(当該棧瓦を二本以上のくぎ等で下地に緊結する場合を除く。)

改正前

第一 屋根ふき材は、次に定めるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 屋根瓦は、軒及びけらばから二枚通りまでを一枚ごとに、その他の部分のうちむねにあつては一枚おきごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結し、又はこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふくこと。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

口 特定天井については平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三に定める基準に適合すること又は令第三十九条第三項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。ただし、増築又は改築に係る部分以外の部分の天井（新たに設置するものを除く。）であつて、増築又は改築に係る部分の天井と構造上分離しているもので当該天井の落下防止措置（ネット、ワイヤ又はロープその他の天井材（当該落下防止措置に用いる材料を除く。）の落下による衝撃が作用した場合においても脱落及び破断を生じないことが確かめられた部材の設置により、天井の落下を防止する措置をいう。）が講じられているものにあつては、この限りでない。

第二 令第三百三十七条の二第一号ロ(3)に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる（法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算又は令第八十一条第二項第一号ロに掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。）。

第三 令第三百三十七条の二第二号イに規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからホまでに定めるところによる。

イ〜二 (略)

ホ ロ及びハの規定にかかわらず、分離増改築を行う場合にあつては、既存の独立部分については、第二第一号ハに定めるところによることができる。

(削る)

二 (略)

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる（法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算又は令第八十一条第二項第一号ロに掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。）。

附則

この告示は、令和四年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十七条第二項の規定に基づき、Eの数値を算出する方法並びにV及び風力係数の数値を定める件（平成十二年建設省告示第四百五十四号の一部を次のように改正する。

令和二年十二月七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

口 特定天井については平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三に定める基準に適合すること又は令第三十九条第三項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。ただし、増築又は改築をする部分以外の部分の天井（新たに設置するものを除く。）であつて、増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しているもので当該天井の落下防止措置（ネット、ワイヤ又はロープその他の天井材（当該落下防止措置に用いる材料を除く。）の落下による衝撃が作用した場合においても脱落及び破断を生じないことが確かめられた部材の設置により、天井の落下を防止する措置をいう。）が講じられているものにあつては、この限りでない。

第二 令第三百三十七条の二第一号ロ(3)に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる（法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。）。

第三 令第三百三十七条の二第二号イに規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからへまでに定めるところによる。

イ〜二 (略)

ホ ロ及びハの規定にかかわらず、分離増改築を行う場合（既存の独立部分の規模及び構造が法第二十条第一項第二号から第四号までに掲げる建築物の区分に該当する場合に限る。）にあつては、既存の独立部分については、平成十八年国土交通省告示第八十五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを、地震時を除いては令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめることができる。

(削る)

二 (略)

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる（法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。）。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線のように改める。

改正後

改正前

第一 (略)
 2 前項の式の E_r は、次の表に掲げる式によって算出するものとする。ただし、局地的な地形や地物の影響により平均風速が割り増されるおそれのある場合においては、その影響を考慮しなければならぬ。

第一 (略)
 2 前項の式の E_r は、次の表に掲げる式によって算出するものとする。ただし、局地的な地形や地物の影響により平均風速が割り増されるおそれのある場合においては、その影響を考慮しなければならぬ。

| | |
|--------------------|---|
| H が Z_b 以下の場合 | $E_r = 1.7 \left(\frac{Z_b}{Z_c} \right)^\alpha$ |
| H が Z_b を超える場合 | $E_r = 1.7 \left(\frac{H}{Z_c} \right)^\alpha$ |

| | |
|--------------------|---|
| H が Z_b 以下の場合 | $E_r = 1.7 \left(\frac{Z_b}{Z_c} \right)^\alpha$ |
| H が Z_b を超える場合 | $E_r = 1.7 \left(\frac{H}{Z_c} \right)^\alpha$ |

この表において、 E_r 、 Z_b 、 Z_c 、 α 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 E_r 平均風速の高さ方向の分布を表す係数
 Z_b 、 Z_c 及び α 地表面粗度区分に応じて次の表に掲げる数値

この表において、 E_r 、 Z_b 、 Z_c 、 α 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 E_r 平均風速の高さ方向の分布を表す係数
 Z_b 、 Z_c 及び α 地表面粗度区分に応じて次の表に掲げる数値

| 地表面粗度区分 | | Z_b (単位メートル) | Z_c (単位メートル) | α |
|---------|--|----------------|----------------|----------|
| I | 極めて平坦で障害物が無いものとして特定行政庁が規則で定める区域 | 五 | 二五〇 | 〇・一〇 |
| II | 地表面粗度区分I若しくはIVの区域以外の区域のうち、海岸線若しくは湖岸線(対岸までの距離が一、五〇〇メートル以上のものに限る。以下同じ。)までの距離が五〇〇メートル以内の地域(建築物の高さが一三メートル以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が二〇〇メートルを超え、かつ、建築物の高さが三メートル以下である場合を除く。)又は当該地域以外の区域のうち、極めて平坦で障害物が散在しているものとして特定行政庁が規則で定める区域 | 五 | 三五〇 | 〇・一五 |
| III | 地表面粗度区分I、II又はIVの区域以外の区域 | 五 | 四五〇 | 〇・二〇 |
| IV | 都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域 | 一〇 | 五五〇 | 〇・二七 |

| 地表面粗度区分 | | Z_b (単位メートル) | Z_c (単位メートル) | α |
|---------|---|----------------|----------------|----------|
| I | 都市計画区域外にあって、極めて平坦で障害物が無いものとして特定行政庁が規則で定める区域 | 五 | 二五〇 | 〇・一〇 |
| II | 都市計画区域外にあって地表面粗度区分Iの区域以外の区域(建築物の高さが一三メートル以下である場合を除く。)又は都市計画区域内にあって地表面粗度区分IVの区域以外の区域のうち、海岸線又は湖岸線(対岸までの距離が一、五〇〇メートル以上のものに限る。以下同じ。)までの距離が五〇〇メートル以内の地域(ただし、建築物の高さが一三メートル以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が二〇〇メートルを超え、かつ、建築物の高さが三メートル以下である場合を除く。) | 五 | 三五〇 | 〇・一五 |
| III | 地表面粗度区分I、II又はIV以外の区域 | 五 | 四五〇 | 〇・二〇 |
| IV | 都市計画区域内にあって、都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域 | 一〇 | 五五〇 | 〇・二七 |

3 (略)

3 (略)

この告示は、令和四年一月一日から施行する。

第三 地階を除く階数が三以上である建築物の屋外に面する帳壁は、次に定めるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 鉄鋼モルタル塗の帳壁に使用するラスシート、ワイヤラス又はメタルラスは、JIS A五五二四(ラスシート(角波亜鉛鉄板ラス))一九九四、JIS A五五〇四(ワイヤラス)一九九四又はJIS A五五〇五(メタルラス)一九九五にそれぞれ適合するか、又はこれらと同等以上の性能を有することとし、かつ、間柱又は胴縁その他の下地材に緊結すること。

第三 地階を除く階数が三以上である建築物の屋外に面する帳壁は、次に定めるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 鉄鋼モルタル塗の帳壁に使用するラスシート、ワイヤラス又はメタルラスは、日本産業規格(以下「JIS」という)A五五二四(ラスシート(角波亜鉛鉄板ラス))一九九四、JISA五五〇四(ワイヤラス)一九九四又はJISA五五〇五(メタルラス)一九九五にそれぞれ適合するか、又はこれらと同等以上の性能を有することとし、かつ、間柱又は胴縁その他の下地材に緊結すること。

附則

この告示は、令和四年一月一日から施行する。

国土交通省告示第千四百三十六号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百三十八号)第百三十七条の二第一号イ(3)及びロ(3)並びに第二号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件(平成十七年国土交通省告示第五百六十六号)の一部を次のように改正する。

令和二年十二月七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

第一 建築基準法施行令(以下「令」という)第百三十七条の二第一号イ(3)に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)以下「法」という)第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算又は令第八十一条第二項第一号ロに掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合にあつては、第一号)に定めるところによる。

一 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。

イ 法第二十条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第二百二十九条の二の三第三号の規定に適合すること。

ロ・ハ (略)

二 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、次のイ及びロに定めるところによる。

イ 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭和四十六年建設省告示第百九号に定める基準(増築又は改築に係る部分以外の部分の屋根瓦(増築又は改築に係る部分の屋根ふき材と構造上分離しているものに限る)であつて、軒及びげらばから二枚通りまでが一枚ごとに、その他の部分のうちむねにあつては一枚おきごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結され、又はこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふかれています)にあっては、同告示第一第三号に定める基準を除く。)に適合すること。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という)第百三十七条の二第一号イ(3)に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号(法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合にあつては、第一号)に定めるところによる。

一 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。

イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)以下「法」という)第二十条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第二百二十九条の二の三第三号の規定に適合すること。

ロ・ハ (略)

二 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、次のイ及びロに定めるところによる。

イ 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭和四十六年建設省告示第百九号に定める基準に適合すること。